

札幌高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分  
取消請求控訴事件

国側当事者・国(札幌南税務署長)

平成29年4月13日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・札幌地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年11月10日判決、本資料  
266号-153・順号12931)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	沼上 剛人
被控訴人	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
処分行政庁	札幌南税務署長 相良 二三男
同指定代理人	久保 貴紀
同	五十嵐 健治
同	野口 一郎
同	山田 剛
同	佐藤 隆樹
同	阪本 智也
同	臼田 裕二

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成26年6月30日付けで控訴人に対してした、平成24年分所得税の更正処分のうち、総所得金額997万9356円、分離課税の先物取引に係る雑所得の金額58万1757円及び納付すべき税額マイナス39万2769円を超える部分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成26年6月30日付けで控訴人に対してした、平成24年分所得税の過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、自らが理事長を務める医療法人との間で締結した生命保険契約の契約者変更に関する契約(以下「本件契約」という。)に基づき、同法人から生命保険契約の契約者

たる地位を承継し、その後、同契約を解約して解約返戻金（以下「本件解約返戻金」という。）を受領したことに關し、処分行政庁が控訴人に対して平成26年6月30日付けでした、平成24年分所得税（以下「本件所得税」という。）の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各処分」という。）には、所得税法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」に關する解釈を誤った違法があると主張して、本件更正処分の一部及び本件賦課決定処分の取消しを求めている事案である。

原審は、本件各処分はいずれも適法と認められるとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に關する当事者の主張は、以下のとおり補正し、当審における控訴人の主張について後記3のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2項ないし4項のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁9行目「(乙2、3、6)」を削る。
- (2) 同4頁23行目「(乙4)」を削る。
- (3) 同5頁2行目末尾に「(弁論の全趣旨)」を加える。
- (4) 同5頁23行目末尾に改行の上、以下を加える。

「エ 各申告、更正の請求、更正処分及び本件各処分の具体的な内容は、別表「更正処分等の経緯」記載のとおりである。」

- (5) 同6頁6行目末尾に「(弁論の全趣旨)」を加える。
- (6) 同8頁12行目末尾に改行の上、以下を加える。

「オ 本件更正処分の根拠（別表「更正処分等の経緯」の「第2次更正処分」欄参照）

(ア) 総所得金額 1668万5846円

- a 不動産所得の金額はマイナス201万6812円である。
- b 給与所得の金額は1175万6771円である。
- c 一時所得の金額は1389万1775円である。

(a) 一時所得の金額は、「総収入金額」から「その収入を得るために支出した金額」を控除したもものから、一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である（法34条2、3項）。

(b) 総収入金額 2839万0781円

①C生命保険（修正申告書（乙1）で「C生命」と表記されていたもの。以下「C生命保険」という。）からの満期一時金602万1581円（前提事実（4）イ）と、②本件解約返戻金2236万9200円（同（3）オ）の合計額

(c) その収入を得るために支出した金額 1399万9006円

①C生命保険からの満期一時金に係る払込保険料504万2786円（前提事実（4）イ）、②控訴人が本件法人から本件保険契約の権利移転を受ける対価として負担した317万2400円（同（3）ア）、③控訴人が訴外保険会社に支払った保険料578万3820円（同（3）エ）の合計額

d 総所得金額は、上記a及びbの各金額と、cの2分の1に相当する額との合計額である（法22条2項）。

(イ) 分離課税の先物取引に係る雑所得の金額 58万1757円

(ウ) 所得控除の合計額 543万7801円

(エ) 課税総所得金額 1124万8000円

(ア)の金額から(ウ)の金額を控除した金額である(1000円未満切捨て。通則法118条1項)。

(オ) 分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額 58万1000円

(イ)の金額である(1000円未満切捨て。通則法118条1項)。

(カ) 納付すべき税額 130万2300円

a 課税総所得金額に対する税額 217万5840円

(エ)の金額に法89条1項所定の税率(195万円以下の金額については100分の5, 195万円を超え330万円以下の金額については100分の10, 330万円を超え695万円以下の金額については100分の20, 695万円を超え900万円以下の金額については100分の23, 900万円を超え1800万円以下の金額については100分の33)を乗じて算出した金額である。

b 分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額に対する税額 8万7150円

(オ)の金額に租税特別措置法(平成26年法律第10号による改正前のもの)41条の14第1項所定の税率(100分の15)を乗じて算出した金額である。

c 源泉徴収税額 96万0619円

d 納付すべき税額は、上記a及びbの合計額から上記cを控除した金額である(1000円未満切捨て。通則法119条1項)。

カ 本件賦課決定処分の根拠(別表「更正処分等の経緯」の「第2次更正処分」欄の「加算税の対象となる税額」以下参照)

(ア) 本件更正処分は適法であり、控訴人が本件所得税に係る納付すべき税額を過少に申告していたことについて「正当な理由」(通則法65条4項)はない。

控訴人に課されるべき過少申告加算税の額は、下記(イ)及び(ウ)の合計額(23万5000円)となる(同条2項)。

(イ) 通常分 16万9000円

本件更正処分により新たに納付すべきことになった税額169万円(①上記オ(カ)の130万2300円と②本件更正処分により減少することになる還付金の額に相当する39万2769円(別表「更正処分等の経緯」の「修正申告」欄の「納付すべき税額」)の合計額。ただし、1万円未満切捨て。通則法118条3項)に対して、同法65条1項所定の割合(100分の10)を乗じて算出した金額である。

(ウ) 加重分 6万6000円

本件更正処分により新たに納付すべきことになった税額169万5000円(上記(イ)①及び②の合計額。ただし、100円未満切捨て。通則法119条1項)と、修正申告書の提出により納付すべきこととなった累積増差税額13万4900円(別表「更正処分等の経緯」の「修正申告」欄の「納付すべき税額」と同「第1次更正処分」欄の「納付すべき税額」との差額。ただし、100円未満切捨て。通則法119条1項)を加算すると182万9900円となる。

別表「更正処分等の経緯」の「確定申告」欄の「源泉徴収税額」及び「納付すべき税額」の合計額44万8500円は50万円を下回っているから、上記182万9900円のうち50万円を超える部分に相当する税額132万円(1万円未満切捨て。通則法

118条3項)に対して、同法65条2項所定の割合(100分の5)を乗じて算出した金額は、6万6000円となる。」

(7) 同9頁11行目末尾に改行の上、以下を加える。

「エ 控訴人の納付すべき本件所得税の金額(別表「更正処分等の経緯」の「修正申告」欄参照)

(ア) 総所得金額 997万9356円

a 不動産所得及び給与所得の金額(それぞれマイナス201万6812円、1175万6771円)は、被控訴人の主張するとおりである。

b 一時所得の金額 47万8795円

(a) C生命保険の満期一時金602万1581円から払込保険料504万2786円及び一時所得の特別控除額50万円を控除した金額である(前提事実(4)イ)。

(b) 本件解約返戻金(2236万9200円)は、①本件法人が支払った本件保険料(1804万3200円。前提事実(2)イ)及び②控訴人が支払った保険料(578万3820円。同(3)エ)の合計額(2382万7020円)を下回るから、一時所得の金額に加算すべきではない。

c 総所得金額は、上記aの各金額と、bの2分の1に相当する額との合計額である。

(イ) ①分離課税の先物取引に係る雑所得の金額(58万1757円)及び②所得控除の合計額(543万7801円)は被控訴人の主張するとおりである。

(ウ) 課税総所得金額 454万1000円

(ア)の金額から(イ)②の金額を控除した金額である(1000円未満切捨て。通則法118条1項)。

(エ) 分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額(58万1000円)は被控訴人の主張するとおりである。

(オ) 納付すべき税額 マイナス39万2769円

a 課税総所得金額に対する税額 48万0700円

(ウ)の金額に法89条1項所定の税率(195万円以下の金額については100分の5、195万円を超え330万円以下の金額については100分の10、330万円を超え695万円以下の金額については100分の20)を乗じて算出した金額である。

b ①分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額に対する税額(8万7150円)及び②源泉徴収税額(96万0619円)は被控訴人の主張するとおりである。

c 納付すべき税額は、上記a及びb①の合計額から上記b②を控除した金額である。

オ 本件賦課決定処分について

上記エのとおり、控訴人の納付すべき本件所得税の税額はマイナス39万2769円であり、別表「更正処分等の経緯」の「第1次更正処分」欄の「納付すべき税額」との差額に係る過少申告加算税(別表「更正処分等の経緯」の「賦課決定処分」欄の「過少申告加算税」記載の金額)については異議がないが、これを超える過少申告の事実はないから、本件賦課決定処分には理由がない。」

3 当審における控訴人の主張

法34条2項は、一時所得に係る総収入金額から控除する金額について、「その収入を得る

ために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）とのみ規定しており、当該収入を得た個人が自ら負担した金額に限定していない。条文の文言がないのに、「当該収入を得た個人が自ら負担した金額」に限定して控除を認めるというのは、課税要件明確主義の原則からも許されない。

そして、解約返戻金を発生させるためには保険料を支払うことが必要不可欠であり、その保険料支出者について限定はないのであるから、本件法人が支払った本件保険料も「その収入を得るために支出した金額」に当たり、本件解約返戻金から控除されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 当裁判所も、本件各処分はいずれも適法なものと判断する。

その理由は、以下のとおり補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を後記2のとおり付加する他、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」とおりであるから、これを引用する。

原判決11頁6行目「保険金勘定」を「保険料勘定」と改める。

#### 2 当審における控訴人の主張に対する判断

法34条2項にいう「その収入を得るために支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額に限られ、当該規定は、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものと解すべきことは、補正して引用する原判決9頁16行目冒頭から同10頁5行目末尾までで説示するとおりであって、このように解したとしても課税要件明確主義の原則に反するということとはできない（平成24年最判における裁判官須藤正彦の補足意見参照）。

控訴人の主張は、独自の見解に基づくものであって、採用できない。

### 第4 結論

以上のとおり、本件各処分は適法であって、控訴人の請求には理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 竹内 純一

裁判官 高木 勝己

裁判官 吉田 光寿

別表 更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	順号	確定申告	更正の請求	第1次更正処分	修正申告	賦課決定処分	第2次更正処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		平成25年3月8日	平成25年4月30日	平成25年5月31日	平成26年6月19日	平成26年6月24日	平成26年6月30日	平成26年8月29日	平成26年10月28日	平成26年12月1日	平成27年10月5日
総所得金額 (②+③+④)	①	9,739,959	9,739,959	9,739,959	9,979,356		16,685,846	9,979,356	棄却	9,979,356	棄却
内訳	不動産所得の金額	△2,016,812	△2,016,812	△2,016,812	△2,016,812		△2,016,812	△2,016,812		△2,016,812	
	給与所得の金額	11,756,771	11,756,771	11,756,771	11,756,771		11,756,771	11,756,771		11,756,771	
	一時所得の金額				239,397		6,945,887	239,397		239,397	
	分離課税の先物取引に係る雑所得の金額	⑤				581,757		581,757		581,757	
所得控除の合計額	⑥	5,359,601	5,437,801	5,437,801	5,437,801		5,437,801	5,437,801		5,437,801	
課税総所得金額 (①-⑥)	⑦	4,380,000	4,302,000	4,302,000	4,541,000		11,248,000	4,541,000		4,541,000	
分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額	⑧				581,000		581,000	581,000		581,000	
課税総所得金額に対する税額	⑨	448,500	432,900	432,900	480,700		2,175,840	480,700		480,700	
分離課税の先物取引に係る課税雑所得の金額に対する税額	⑩				87,150		87,150	87,150		87,150	
算出所得税額 (⑨+⑩)	⑪	448,500	432,900	432,900	567,850		2,262,990	567,850		567,850	
源泉徴収税額	⑫	960,619	960,619	960,619	960,619		960,619	960,619		960,619	
納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬	△512,119	△527,719	△527,719	△392,769		1,302,300	△392,769		△392,769	
加算税の対象となる税額	⑭					134,900	1,695,000				
通常分	加算税の基礎となる税額	⑮				130,000	1,690,000				
	加算税の割合	⑯				10%	10%				
	加算税の額 (⑮×⑯)	⑰				13,000	169,000				
加重分	加算税の基礎となる税額	⑱					1,320,000				
	加算税の割合	⑲					5%				
	加算税の額 (⑱×⑲)	⑳					66,000				
過少申告加算税 (⑰+⑳)	㉑	-	-	-	-	13,000	235,000	0	0		

- 注1 「不動産所得の金額」欄(順号②)の△印は、損失の金額を示す。  
 2 「一時所得の金額」欄(順号④)の金額は、一時所得の金額の2分の1に相当する金額による(所得税法22条2項2号)。  
 3 「納付すべき税額」欄(順号⑬)の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。